

登録申請の年度末集中の分散対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請が増加する年度末繁忙期間に来庁される方を分散し、待ち時間の短縮を図るため、下記の取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

①②③の申請について条件に一致する場合には
4月1日以降に登録手続きをした場合であっても、
3月中に①②③の事由が発生したことを前提に
自動車税種別割※の課税処理が行われます。

※令和2年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割に限る

①永久抹消登録

※解体報告記録日が令和2年3月17日～31日のもので、
解体報告記録日から15日以内に登録をした場合

②移転登録 + 一時抹消登録

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

③移転登録 + 輸出抹消仮登録

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

①～③に該当しない申請（一時抹消登録、変更登録 + 一時抹消登録など）はこれまで通りの取扱いとなります。

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和2年3月17日 のとき	令和2年4月1日 (水) までに登録
令和2年3月18日 のとき	令和2年4月2日 (木) までに登録
令和2年3月19日 のとき	令和2年4月3日 (金) までに登録
令和2年3月20日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月21日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月22日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月23日 のとき	令和2年4月7日 (火) までに登録
令和2年3月24日 のとき	令和2年4月8日 (水) までに登録
令和2年3月25日 のとき	令和2年4月9日 (木) までに登録
令和2年3月26日 のとき	令和2年4月10日 (金) までに登録
令和2年3月27日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月28日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月29日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月30日 のとき	令和2年4月14日 (火) までに登録
令和2年3月31日 のとき	令和2年4月15日 (水) までに登録

対象手続き及び必要書面

手続き	内容	自動車税 (種別割)との 関連	今般の都道府県 税事務所の 取り扱い	都道府県税事務所 での必要書面
永久抹消登録	解体	納税義務の消滅	自動車リサイクルシステム HPの車両状況照会記録を 印刷したものに記載の解体 報告記録日または登録事 項等証明書の備考欄に記 載の解体報告記録がなさ れた日で判断	①自動車リサイクルシステム HPの車両状況照会記録を 印刷したもの (又は②登録事項等証明書) ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)
移転登録 + 一時抹消登録	所有者の変更 + 運行の用に供しなく なった		譲渡証明書に記載の譲渡 年月日により、4月1日時 点の所有者を判断	①譲渡証明書の写し ②登録識別情報等 通知書 ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)
移転登録 + 輸出抹消仮登録	所有者の変更 + 輸出予定となった		①譲渡証明書の写し ②輸出抹消仮登録 証明書 ③自動車税(環境性能割・種 別割)申告書(報告書)	